



# 佐賀県公報

平成18年  
3月13日  
(月曜日)  
第 12728号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 道路の区域の変更 (二四一・道路課) 一
- 道路の供用開始 (二四二・" ) 一
- 道路の区域の変更 (二四三・" ) 一

## 公 告

- 県営浜干拓地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二
- " ) 二
- 冊子小包等送達業務に係る一般競争入札 (総務法制課) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月十三日から平成十八年四月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十三日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別
県道 小城牛津線	小城市三日月町久米字甘木二本二二一〇番七地先から小城市三日月町久米字土生一本四二二七三番一地先まで	後 二六・〇 一〇・九
	小城市三日月町久米字甘木二本二二一〇番七地先から小城市三日月町久米字土生一本四二二七三番一地先まで	前 一九・八 七・六
		幅員メートル 七八一・七
		延長メートル 七八二・八

### ●佐賀県告示第四百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月十三日から平成十八年四月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十三日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市三日月町久米字甘木二本二二一〇番七地先から小城市三日月町久米字土生一本四二二七三番一地先まで	平成一八・三・一三

### ●佐賀県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月十三日から平成十八年四月十二

日まで佐賀県交通政策部道路課及び神崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	変更前後の別	幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 三八五号	神崎郡神崎町大字本堀字雨城二七三五番五地先から 神崎郡神崎町大字本堀字雨城二七三四番一地先地先まで	後	一・二・六 〃 一・二・六	三三・五
		前	九・三 〃 九・三	三三・五

### ○ 公 告

平成17年3月31日県営土地改良事業(経営体育成基盤整備)浜干拓地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年3月13日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	唐津市原字下湯牟田1230番4	平成18年3月3日	5.00	34.53

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年3月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
35	神崎郡吉野ヶ里町大字大曲字 電作4081番1及び4095番1	平成18年3月6日	6.00	65.26

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月13日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 土屋 清史

1 入札に付する事項

(1) 業務名 冊子小包等送達業務

(2) 業務内容 佐賀県庁本庁から発送する冊子小包等を集荷し、差出人となつて日本郵政公社に、あて先へ送達させる業務

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

<p>(4) 入札方法 重量ごとの単価(消費税及び地方消費税の額を含む。)を入札すること。</p> <p>2 入札参加資格 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は平成18年3月31日までに取得予定であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等 (1) 入札書類提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部総務法制課文書法制担当(佐賀県庁本館1階文書担当) 電話番号0952-25-7347</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成18年3月13日から3月22日までの期間、前記(1)の部局で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 前記(1)の部局に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は、書留郵便とすること。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成18年3月23日 午後4時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成18年3月23日 午後4時30分 佐賀県庁本館1階総務法制課文書担当執務室</p> <p>4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。 イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p>	<p>ア 参加する資格のない者 イ 当該入札について不正行為を行った者 ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 エ 1人で2以上の入札をした者 オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>(4) 入札の中止 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。 ア 当該入札に参加し、及びこれに関係を有するものが、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしているとき。 イ 当該入札について、特段の理由により中止を必要があると認めるとき。 (5) 契約書作成の要否 要 (6) 代金の支払方法 月末完了払い (7) 落札者の決定方法 ア 落札者は、入札金額が全重量とも予定価格の制限の範囲内である業者のうち、全重量の入札金額に平成18年度見込数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって申し込みを行った者とする。 イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 (8) 詳細は入札説明書による。 (9) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。 (10) 当該入札について定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めにか</p>
--	--

よるものとする。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月十三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷